

信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

「信用リスク」とは、発行体リスクと取引先リスクからなり、有価証券を保有している場合や取引先に対する債権を保有している場合に、有価証券の発行体や取引先が義務を履行しないことにより、証券会社が損失を被るリスクである。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により証券会社が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより、信用リスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に関する検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特に断りのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に係る法律等による準用規定は省略することとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及びリスク管理態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用にあたっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
<p>・リスク管理に対する認識等</p> <p>1. 取締役の認識及び取締役会の役割</p>	<p>(1) 証券会社全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化</p>	<p>(1) 証券会社全体の経営方針等に沿った営業部門等の戦略目標が明確に定められているか。</p> <p>【信用取引】 営業部門等の戦略目標は、証券会社の規模、営業の実情に応じて節度ある運営を行うよう配慮し、過度になることのないようにするなど適切なものとなっているか。</p> <p>【投資等】 営業部門等の戦略目標は、特定のリスク分野への与信集中を防ぐためリスク分散に十分配慮するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。</p>	<p>(注) 「法令等」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストに掲げる内容に加えて、社内内部規程を含むものとする。</p> <p>(注) 「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。</p> <p>(注) 「営業部門等」とは、営業店及び本部において取引を行う営業部門、商品部門等の収益部門をいう。 「リスク管理部門」とは、信用リスクについて、営業部門等に対して審査、管理及び指導などを行う部門をいう。</p>
	<p>(2) 取締役のリスク管理の理解及び認識</p>	<p>(2)</p> <p>【信用取引】 取締役は、顧客の属性、委託保証金の維持率の管理及び取引内容、建玉や担保のチェックなどについての必要性について理解及び認識しているか。</p> <p>【投資等】 取締役は、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を統合した上で、証券会社と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。</p> <p>また、取締役は、信用リスクの管理手法（ポートフォリオ管理をむ。）及びモニタリング手法を理解し、ポートフォリオ管理などについての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。</p>	
	<p>(3) 信用リスク管理の方針の確立</p>	<p>(3) 取締役会は、戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。</p> <p>【投資等】 与信業務に関する基本方針については、信用リスク管理のため、クレジットポリシーが定められていることが望ましい。</p>	
	<p>(4) リスク管理のための組織の整備</p>	<p>(4) 取締役会は、例えば、営業部門等とリスク管理部門の分離などによる営業部門等の影響を受けない適切なリスク管理体制の構築などにより、信用リスクを適切に管理する体制を整備しているか。</p>	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(5) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(5) 取締役会等は、定期的に信用リスクの状況の報告を受け、把握されたリスク情報を基に信用リスク管理の方針の遵守状況を検証しているか。 また、代表取締役は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をリスク管理のために活用しているか。	
2. 管理者の認識及び役割	(1) リスク管理のための規程の整備	(1) 管理者は、信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規程を整備し、当該規程を必要に応じて見直しているか。 また、信用リスク管理のための規程には、与信の対象、取引開始基準、与信限度額（会社としての総額限度、顧客・業種別限度額など）、信用格付基準、ポートフォリオ管理、担保に係るガイドライン（適正担保、評価方法及び掛目など）、取引停止基準、口座閉鎖基準、決裁権限、審査の方針などが定められているか。	(注)「管理者」とは、「信用リスク管理業務を所掌する部門の管理職（取締役を含む）又は内部管理統括補助責任者等」をいう。
	(2) リスク管理の適切な実行	(2) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従い、各部門において、適切に信用リスク管理を実行するとともに、リスク管理についての責任を負っているか。 なお、信用リスクの管理のために、信用リスクの定量的把握システムを導入するなど、適正な収益の確保、経営資源の配分、純財産額等の経営体力に見合ったリスク限度枠、与信限度枠の設定などを行っているか。	
. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 統合的なリスク管理態勢の確立	(1) 信用リスク管理に当たっては、証券会社と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理できるものとなっているか。 また、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について、統合的に管理できるものとなっているか。	
	(2) 新商品、新規業務に係る評価	(2) 新商品、新規業務の導入に当たっては、信用リスクの存在等について、リスク管理部門による評価が行われ、必要に応じて法務担当部門等の意見を踏まえた上で、リスクの評価結果を取締役会等に報告し、新商品、新規業務の導入について規程に従い承認を受けているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
2. リスク管理	(1) リスク管理体制の整備	<p>(1) リスク管理部門は、例えば、営業部門等から独立し、リスク管理部門の担当取締役は営業部門等の取締役が兼務していないなど、営業部門等の影響を受けない体制となっているか。</p> <p>なお、リスク管理部門が営業部門等から独立していない場合及びリスク管理部門の担当取締役が営業部門等の取締役と兼務している場合には、適切なリスク管理を行うための牽制機能が確保されているか。</p>	
	(2) リスク管理部門の役割	<p>(2)</p> <p>【信用取引】</p> <p>リスク管理部門は、営業部門等において、リスク管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な営業態度（営業推進等による過大な貸付金や立替金の防止など。）が確立されているかなどの検証を行っているか。</p> <p>リスク管理部門は、営業部門等において、顧客の属性把握、委託保証金の維持率管理、与信限度額及び追証・立替金発生後の事後処理などが法令等及び信用取引口座設定約定書のとおり適切に処理されているか管理・指導しているか。</p> <p>例えば、</p> <p>(イ) 口座開設にあたり、顧客の資力、取引内容など適合性の原則の観点から審査が厳正に行われているか。</p> <p>(ロ) 顧客の属性把握状況については、顧客カード等の顧客管理データベースの質や更新が適切なものであるか。</p> <p>(ハ) 委託保証金の維持率の余力状態や担保内容のチェックなどによる顧客への注意喚起のアラームポイントの設定など、追証・立替金発生の予防的措置が講じられているか。</p> <p>(ニ) 委託保証金の引出等については、委託保証金の維持率割れとなる不当引出等を許容していないか。</p> <p>(ホ) 委託保証金の維持率割れが生じた場合は速やかに追加委託保証金を受け入れているか、赤残となった場合は追加建玉を許容していないか（赤残買乗）。</p> <p>(ヘ) 顧客への立替金が発生した場合は、信用取引口座設定約定書のとおり速やかに適切な処理が行なわれているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>【投資等】</p> <p>リスク管理部門は、営業部門等において、リスク管理部門の指示が適切に実行されているか、与信限度額の遵守などリスク分散が講じられているかなどの検証を行っているか。</p> <p>与信先の信用格付け、デフォルト発生確率及び発生時の損失見込み額を合理的に算出し、ポートフォリオの状況を検証するなど、保有有価証券の適切な管理が行われているか。また、ベンチャー・ビジネス投資及びプライベート・エクイティ投資等については、投資先の信用状況等のモニタリングが適切に行われているか。</p> <p>有価証券の引受け等にあたり、発行体の財務状態等信用リスクの観点からも厳正に審査を行っているか。また、募残として所有することとなった有価証券について適切なリスク管理が行われているか。</p> <p>連結対象子会社及び持分法適用会社に対して信用の供与、資金の供与を行っているなど、当該会社の財務内容が証券会社に影響を及ぼす場合には、その財務状況等について、実現した損失、有価証券等の含み損、営業貸付金の内容等の保有リスク及び損失等を確認し、その財務内容が証券会社本体に及ぼす影響についての的確に把握するなど管理・牽制機能が適切に働いているか。</p> <p>外国為替関連取引、金利関連取引、有価証券関連取引等について、法令等に従った取り扱いが行われているか。</p> <p>例えば、</p> <p>(イ) 財務内容等顧客の実態把握や取引内容等の検討などの審査事項を厳正に検討・確認しているか。</p> <p>(ロ) リスク限度枠の設定状況、管理状況及び限度枠超過時の対応は適正に行われているか。</p> <p>(ハ) 与信限度枠の設定状況、管理状況及び限度枠超過時の対応は適正に行われているか。</p> <p>(ニ) リスク分散に配慮した担保取得、公平かつ適正な評価ルール、証拠金の維持率管理など担保管理は適正に行われているか。</p> <p>カントリーリスクの管理を適切に行っているか。</p> <p>例えば、</p> <p>(イ) 諸外国の情報収集や分析・検討は行われているか。</p> <p>(ロ) カントリーリスクとその度合いを統一的に判断できる基準を作成し、定期的に見直しを行っているか。</p> <p>(ハ) 与信判断基準に沿って、与信限度額を設定し、その遵守状況について管理を行っているか。</p>	